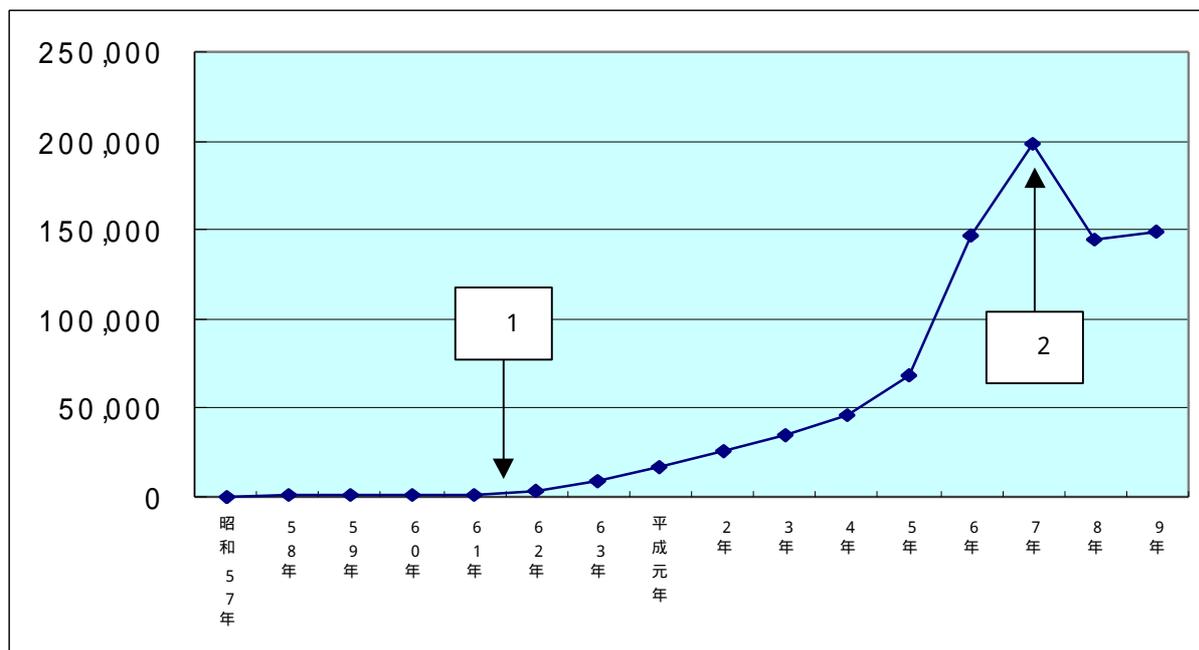


1 - (1)ミネラルウォーター（食品衛生法；厚生省）



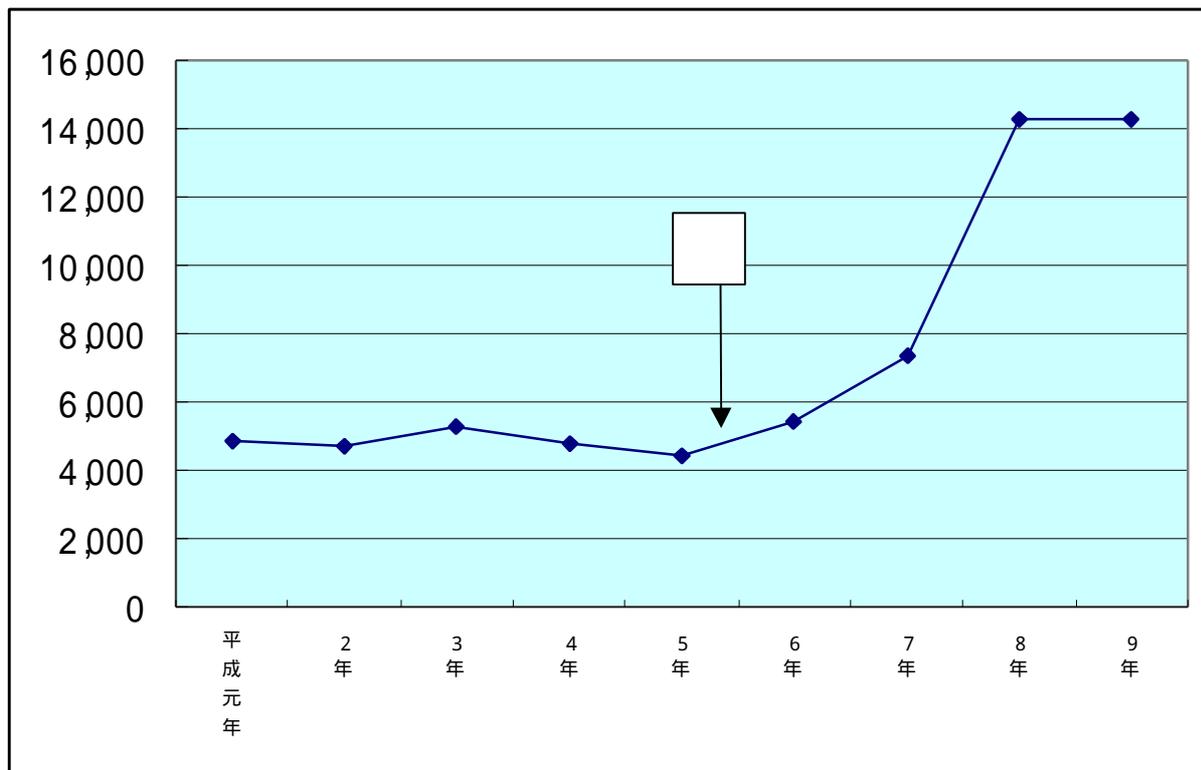
単位:キロリットル

出所：日本ミネラルウォーター協会資料

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(ミネラル・ウォーター)	85174	規格基準を作成することとし、諸外国の実情調査を含め検討を進める。	1昭和61年5月、規格基準を改正。 2平成6年12月、ヨーロッパ地域食品規格を参考として規格基準を改正。 輸出国公的検査機関制度については、平成8年5月、EUからのワインの輸入者等に対する当該制度の周知を行う旨、検疫所等に通知した。なお、同制度には、平成10年3月現在、50カ国2,481機関が登録。輸入食品等事前確認制度は平成6年3月導入以来、在京大使館への説明会の開催等制度の普及に努めている。なお、平成10年3月現在、90品目が登録。 提出書類の簡素化に関する広報に努めているところであるが、平成10年3月現在、日EU間の合意と同様の対応を希望している国はない。 平成7年4月、左記措置を実施。	*
	88342	国際規格への整合化の観点から、成分に関する規格基準の見直しを行っていく。		
	20103	輸出国公的検査機関制度及び輸入食品等事前確認制度の広報に引き続き努める。特に、輸入食品等事前確認制度については、速やかに登録が行われるよう各国との協議を速やかに進める。		
	20103	日EU間の合意に基づき、微生物検査に関する輸入時の提出書類の簡素化について広報を行い、同様の対応を希望する国については、その微生物基準に応じて合意を推進する。		
	20103	検疫所に提出すべき書類については、各検疫所毎に輸入者の目に触れる場所に公示し、要請があれば配付する体制とするよう平成7年4月に改めて全国の検疫所に文書で指導する。		

1 - (2)ハム・ソーセージ（食品衛生法；厚生省）



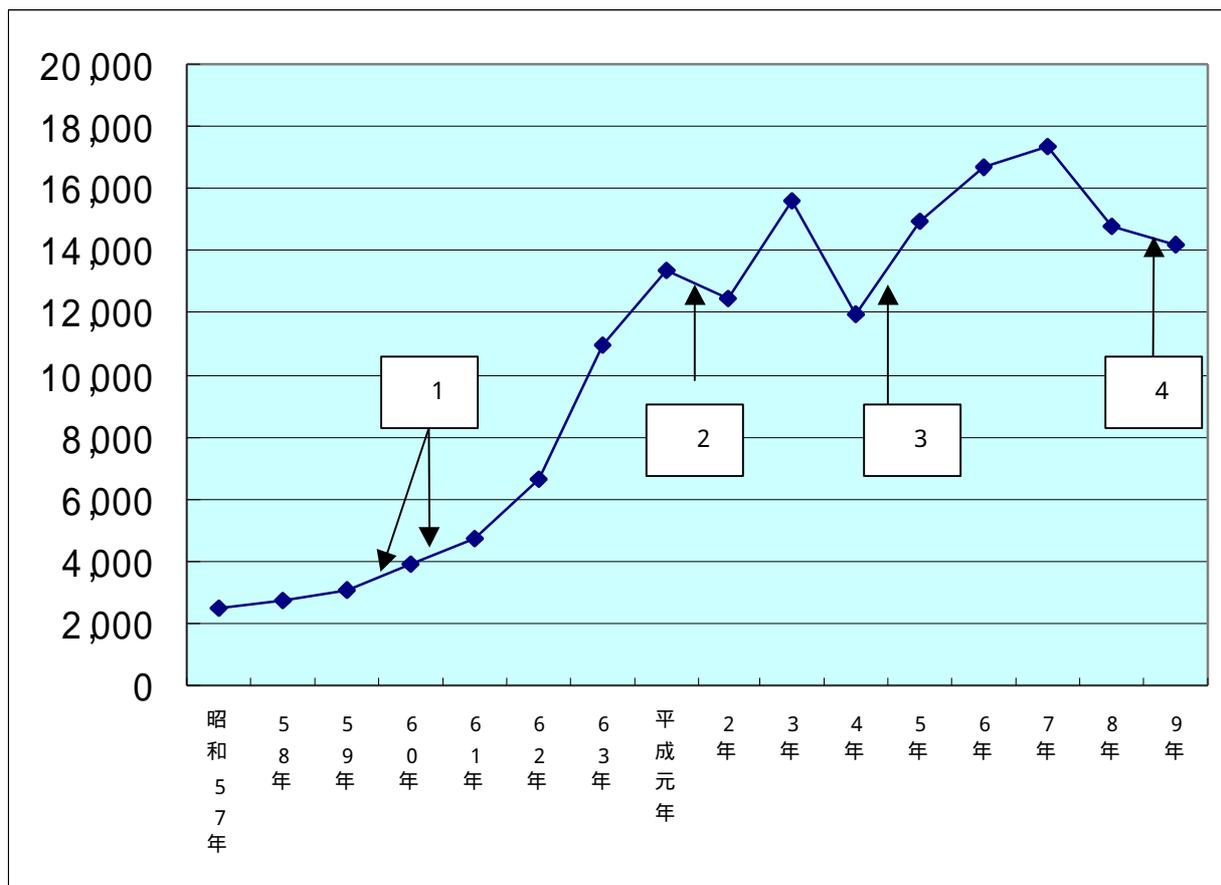
単位：トン

出所：日本貿易月表

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(ハム・ソーセージ)	90410 90411 90412	平成5年3月、食肉製品の規格基準を改正 し、微生物規格の全面見直しや加熱殺菌基準の新たな追加等を実施した。		

1 - (3) 切り花（植物防疫法等；農林水産省等）



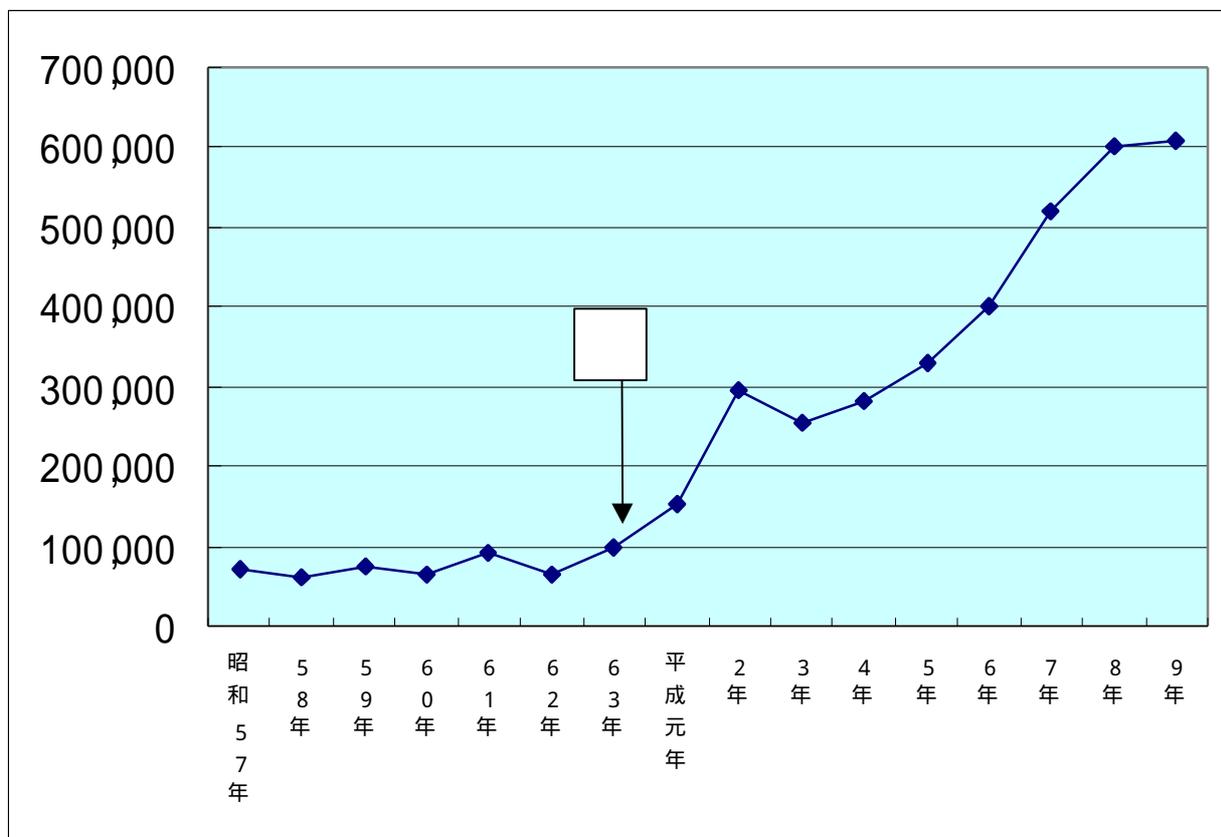
単位 :千キログラム
出所 :日本貿易月表

OTTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(切り花)	84144	成田空港における植物検疫の迅速化を図るため、昭和59年度に検疫官を増員し、燻蒸庫の増設を行う。	<u>1 昭和59年4月、昭和60年4月</u> 、左記措置を実施。	
	86234	昭和61年度には、成田空港の貨物貯蔵施設が拡充されることになっており、これを受けて十分な受検準備が整えられれば検査の迅速化を図るべく施設内検査の実施を検討する。	<u>2 平成元年11月</u> 、植物検査場所の拡張及び検査官の増員により対応。	
	87315	オランダで検査確認を受けた切花について我が国で実施している輸入検査(1%抽出)は、現状では、免除できない。今後、再汚染等が防止できる客観的措置が講ぜられれば輸入時の1%抽出検査の簡素化を検討する。	<u>3 平成4年7月、通達改正</u> を行い、輸入本数によっては、抽出率が1%以下の検査も可能とした。	
	10102	コロンビア産切り花についての輸出前検疫制度の導入については、平成5年4月の同国からの要請を受け、同年9月に両国の植物検疫システムの概要を文書で交換したところであり、その可能性の検討を速やかに進める。	<u>4 平成8年10月</u> 、コロンビア産切り花について、事前検査確認制度を導入した。	

	20101	<p>検査の効率性を確保しつつ受検者の負担を軽減できるような検査時のサンプリング方法等について、専門家の意見も聴きつつ、さらに検討する。</p>	<p>2段階抽出検査の導入は、専門家も条件付きで評価したが、植物検疫の現場に導入できるかどうか検討した結果、再検査の際の検査時間の増大及び再度の抽出作業による切り花の品質低下等の問題もあり、導入は困難との結論に達した。</p>	
	20101	<p>事前検疫を受けた切り花については、違反事例の生じた原因について、関係国の専門家との協議により究明し、その結果を踏まえ、確認検査をランダムチェックとすることの可否について、二国間で協議する。</p>	<p>平成8年3月、不正事例が続いており、ランダムチェック制への移行は不可能であることをオランダ側が理解した。</p>	
	94518 20101	<p>成田空港における国際貨物上屋については、平成7年中に第4貨物ビルを完成させることにより拡充する。関係者が、利用者の意見を聴取する機会を速やかに設け、その結果を踏まえ、倉庫、仕分け場所のそれぞれについて、速やかに所要の改善を行うことを促す。また、検査待ちの間サンプルを存置する場所についても、屋根掛けを行う</p>	<p>平成7年12月、第4貨物ビルが完成した。完成前には、日本切花輸入協会等関係者の意見を聴取した。平成9年6月、検査準備をしている間、切り花が存置される場所の屋根掛け作業が終了した。</p>	
	20101	<p>成田空港における燻蒸料金については、利用者と燻蒸業者が意見交換を行い改善方策を検討するよう促す。また、国際貨物上屋の整備にあたっては、関係者が燻蒸倉庫の増設入力を確保するよう対応を促す。</p>	<p>平成7年8月、関係者間で話し合いが行われ、燻蒸料金の改善が行われた模様。空港公団から関係者に対し、燻蒸倉庫の増設入力が確保されている旨説明(平成7年6月)。</p>	

1 - (4) 球根（植物防疫法；農林水産省）



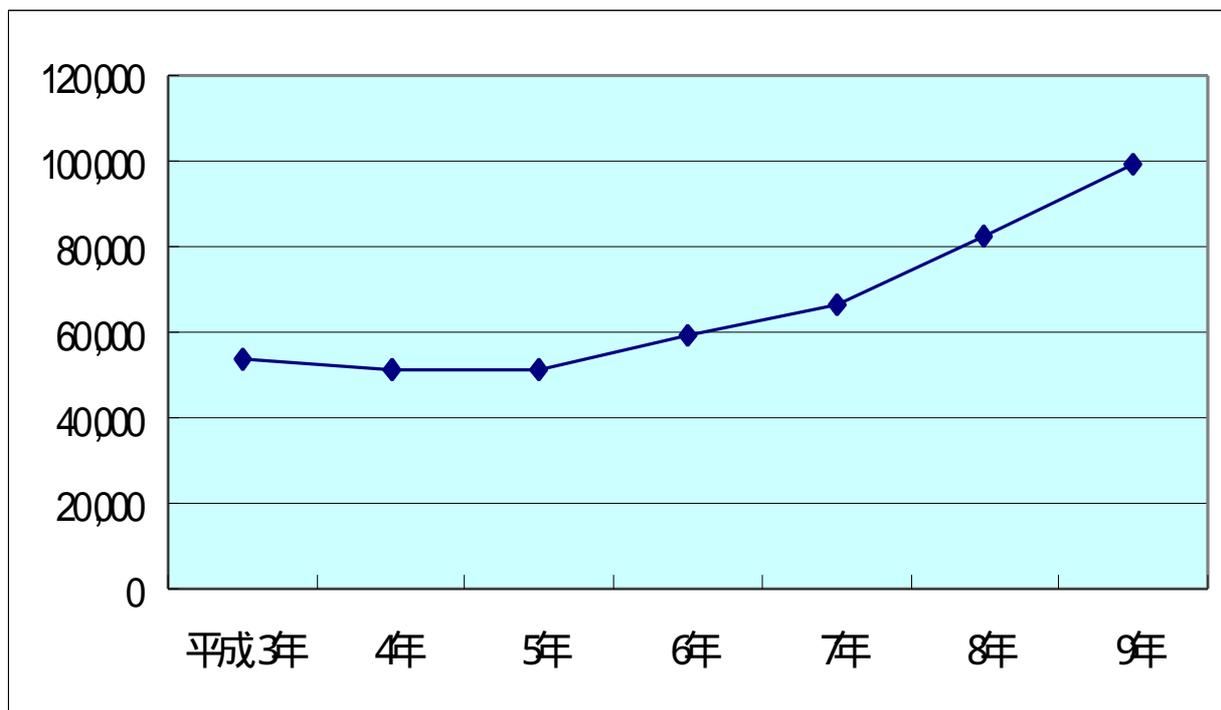
単位 :千球

出所 :日本貿易月表

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(オランダ産球根類)	87314	両国の専門家間で、隔離栽培の廃止について技術的な観点での検討が進められている。	<u>昭和63年以降</u> 、一定の条件の下、8種の球根について隔離検疫を免除した。	

2 - (1) 化粧品（薬事法；厚生省）



単位：百万円

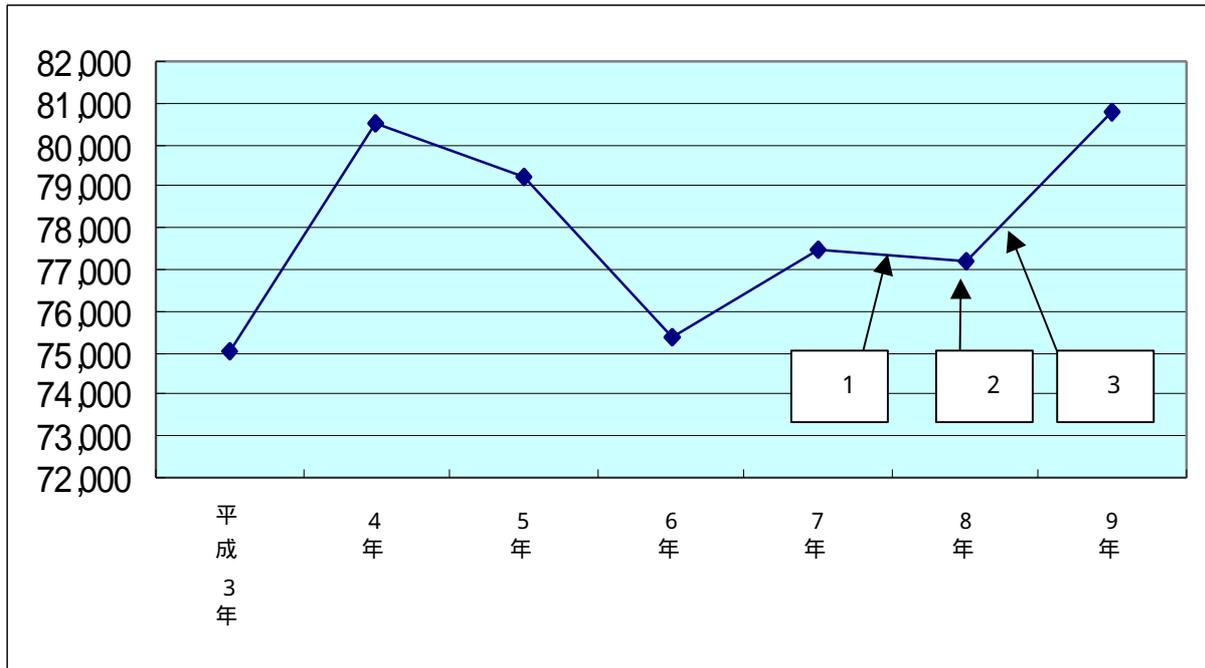
出所：東京化粧品協会「化粧品工業年報」

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(種別承認制の廃止等)	30202 21209 41206	化粧品規制全体の在り方についての見直しを、平成 8 年度中を目途に行う	平成 9 年 3 月、化粧品規制の在り方に関する検討会は、ネガティブリスト及び特定成分群のポジティブリストの作成による種別承認制の廃止、全成分表示制の導入といった方向性を示した。この方向性に基づき、所要の法令等の改正を経て、平成 12 年度までに実施する。	
(種別許可基準の国際整合化)	302024 0202	米国、EU諸国等の規制を参考に種別許可基準へ新規成分を組み入れる。また、種別許可基準外の成分について、迅速に種別許可基準へ収載する。	平成 9 年 3 月、従来の 25 種別から 11 種別に統合することにより承認不要範囲を拡大し、平成 10 年 3 月までに種別許可基準に 263 の新規成分を追加した。	
(営業所毎の輸入販売業の許可制のあり方)	30202	責任技術者の配置等の要件の必要性等を含めて、平成 8 年度中を目途に見直し、速やかに改善措置を講ずる。	平成 9 年 3 月、化粧品規制の在り方に関する検討会は、責任技術者の資格要件の簡素化等を図るといった方向性を示した。	○
(輸入製品届出書のあり方)	30202	実務上負担がかからないよう平成 8 年度中を目途に見直し、速やかに改善措置を講ずる。	平成 8 年 3 月、記載内容の簡素化を実施した。	
(不適切販売名)	40202	都道府県との連絡を更に密にし、都道府県への調査を基に、平成 8 年度中に事例の充実を図る。	平成 9 年 3 月、事例をまとめ各都道府県に連絡した。	

(共同利用)	85179 85209	構造設備基準のうち、試験検査設備については、共同利用を認めることとする。	昭和 63 年 12 月、左記措置を実施。		
(試験検査設備の利用範囲の拡大)	30202 40202	平成 9 年度の医薬部外品における利用範囲拡大に併せて検討する。	平成 10 年 3 月、通知により自社所有以外の試験検査設備等の利用範囲の拡大を図った。		
(過酸化水素水)	83116	昭和 60 年 4 月、ハ [○] -マネットウエ-フ [○] 用剤の承認申請があり、中央薬事審議会での審議等の後、同年 10 月、基準改正が行われ、12 月承認された。			
(MEXNES: 染色剤)	83116	昭和 59 年 9 月、承認 許可申請があり、中央薬事審議会における審議等の後、60 年 11 月に承認された。			
(ホルムアルデヒドからの製造成分)	10107	使用の可否を中央薬事審議会での検討を速やかに進める。	平成 7 年 10 月、新たに配合できる化粧品成分として使用を許可した。		
(フロッピーディスクの使用)	10107	フロッピーディスクを用いた申請 審査システムを平成 7 年度に導入する等により、平成 8 年度を目的に処理期間の短縮を図る。	平成 7 年 2 月、フロッピーディスクを利用した申請を可能にし、地方自治体、関係事業者に対しても周知した。		
(申請書類の簡素化等)	85177	着色剤等の配合割合に幅をもたせた許可とし、同一輸入販売者が同一処方品目の輸入につき複数営業所から許可申請する場合に、申請書類の簡略化を図る。	昭和 60 年 4 月、左記措置を実施。		
(並行輸入化粧品)	862459 2472	製造、輸入、販売の許可にあたっては、成分、分量等を裏付けるメーカー発行の組成証明書が必要。	平成 8 年 3 月、外国製造事業者の証明書の添付を省略し、配合成分の全成分表示資料等で差し支えないとし、手続を簡素化した。		
(責任技術者)	00105	輸入販売業に義務づけられている責任技術者について、問題提起者と具体的な責任技術者候補が資格要件を満たすか否か検討を行う。	資格要件を満たすことが判明し、試験検査設備についても厚生大臣の指定の試験検査機関を使用することから、平成 5 年 8 月、輸入販売業を許可した。		

2 - (2) 体外診断薬（薬事法；厚生省）



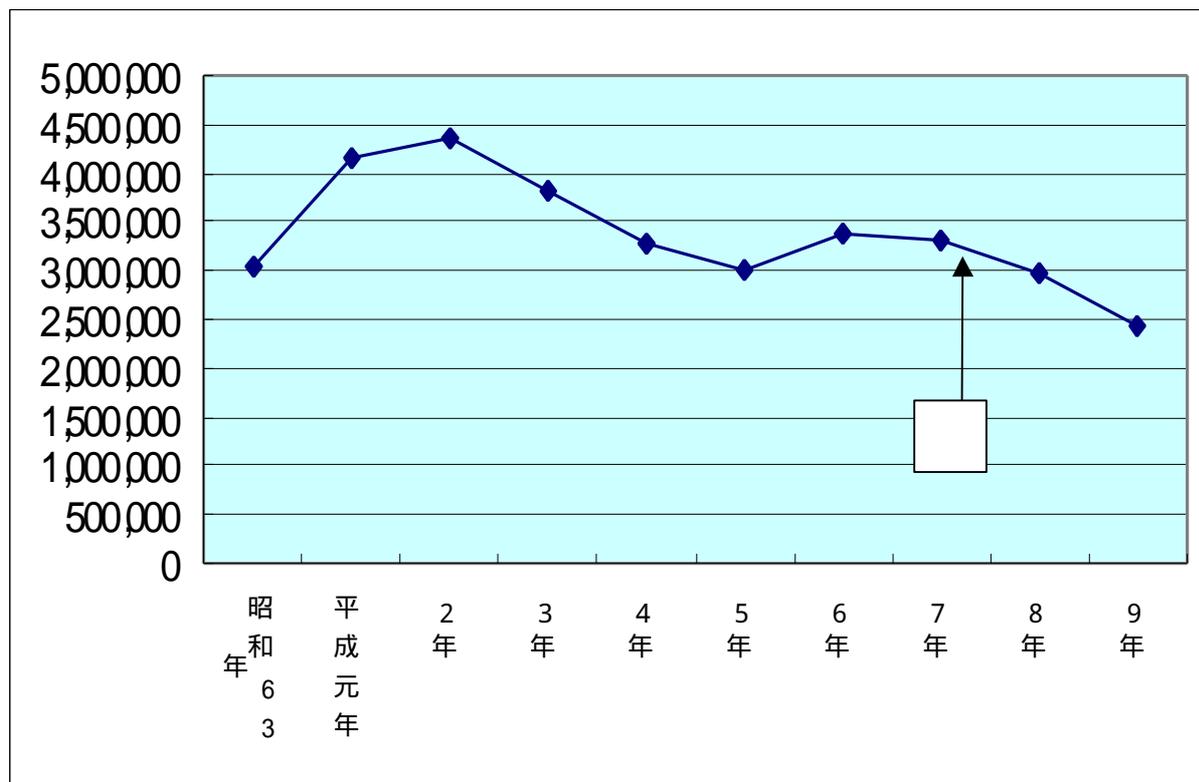
単位：百万円

出所：薬事工業生産動態統計年報

OTTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(外国実施データの受入れ)	82018	安定性試験データは既に受け入れており、臨床試験データは受入れ困難。	昭和60年6月、要件を満たせば臨床試験データも受け入れることとした。	○
(妊娠検査キットの輸入手続の簡素化)	85194	承認審査手続について、昭和60年7月、迅速化、簡素化を図った。		
(承認不要の範囲の設定等)	20201 41201	欧米諸国の制度の調査研究を進め、承認不要の範囲の設定等を検討し、早期に実施する。	<u>3 平成8年3月</u> 、成分の変更等を行っても一部変更承認申請を要しない範囲について明示した。欧米諸国における制度の動向調査は、平成8年度から実施。なお、平成9年8月、承認申請書類を一部簡素化した。	
(中央薬事審議会の審議・相談品目等)	20201	平成7年度中を目途に、基準の一層の明確化を図り該当品目を可能な限り列挙・公表する。	<u>3 平成8年3月</u> 、左記措置を実施。	
(管理者の取扱)	20201	平成7年度中を目途に、製造(営業)所毎の管理者の取扱の簡素化を図る。	<u>2 平成7年12月</u> 、左記措置を実施。	
(設定有効期間)	20201	平成7年度中に通知を改正し、合理的理由があれば6か月未満でも承認可能とすることを明確化する。	<u>3 平成8年3月</u> 、左記措置を実施。	
(事務処理体制の強化)	20201	平成7年度よりオンライン化等により事務処理体制の強化を図る。	<u>1 平成7年6月</u> 、左記措置を開始。	

3 - (1) E U製絹織物（外国為替及び外国貿易管理法；通商産業省）



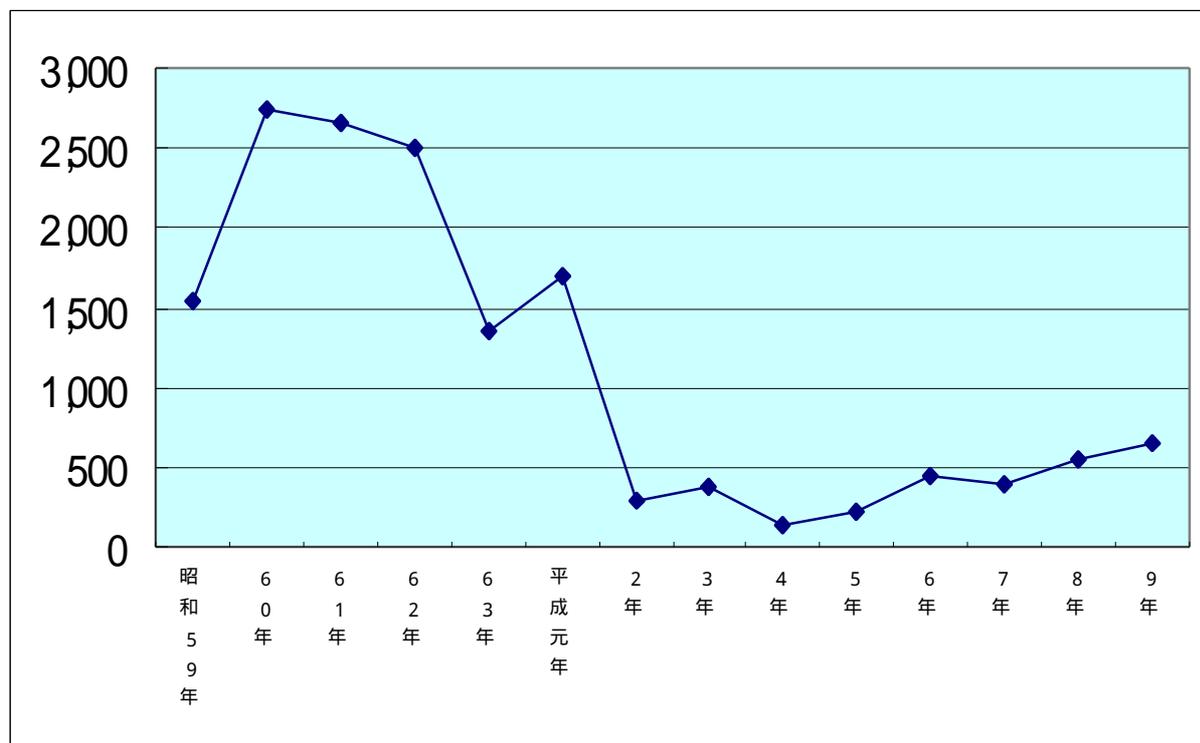
単位：平方メートル

出所：日本貿易月表

OTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(EU 産絹織物の原産地証明)	20301	EU域内の非原産国の公的機関が発行する原産地証明書により通関できるよう平成7年度内に必要な措置を講じる。	平成7年3月 、非原産国の公的機関が発行する原産地証明書を受付可能とした。	

3 - (2) アネロイド型血圧計（計量法；通商産業省）



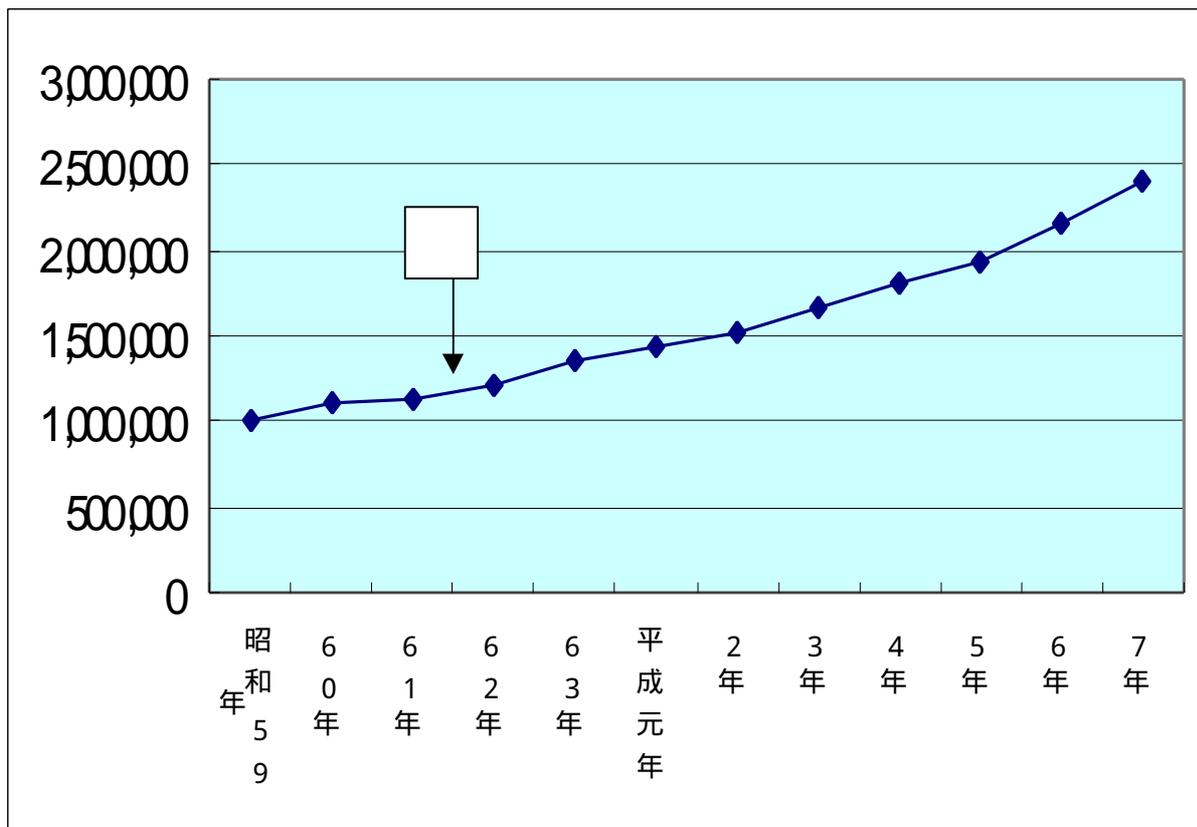
単位：個

出所：薬事工業生産動態統計年報

OTTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(検定の処理期間)	93495	計量検定所を指導し、受付から検定終了まで3～4日で処理することとした。	平成7年10月に計量検定所を指導した。	
(相互承認の推進)	93495	計量器の規制に係る外国試験機関の検査データの相互受入れについて欧州諸国と協議を開始したところ。今後これを積極的に推進する。	引き続きOMLで検討中であるが、当面合意ができそうもないことから、外国データの受入れは当面困難。	*
(指定製造事業者制度)	93495	今後とも、積極的に同制度の運用を図る。	現在、新たな申請はないが、英文パンフレットによる同制度の広報に努めている。	*
(英文パンフレット)	93495	平成5年夏を目途に作成し、関係者に配付する。	平成9年12月、左記措置を実施。	
(検査手続の必要性迅速化)	93495	検定の必要性について、計量行政審議会に報告する。また、都道府県等に対し、事務の迅速化について引き続き協力を要請する。	平成9年2月、計量行政審議会において報告済。	

4 - (1) 海上コンテナ（道路法等；建設省等）



単位：TEF(20 フィート型コンテナ換算個数)

出所：日本郵船調査グループ資料

OTTO案件との関連

事項名	番号	対策本部決定・各所管官庁における当初の対処方針	現 状	備 考
(背高コンテナの通行条件の緩和 許可手続の簡素化)	86235	背高コンテナ (9 フィート 6 インチ) の陸上輸送許可について、原則として終日通行可とする、ルート申請受付間隔の短縮及び、審査の迅速化、申請書類の簡素化及び制限外積載許可の有効期間の大幅延長 (原則として1年)、高速道路において構造的に安全な通行が可能なトンネルについても通行許可の対象とする旨の対処方針を決定。	昭和 61 年 7 8 月 、左記措置を実施。	
(背高コンテナの平床式シャーシによる輸送に際しての積載制限の緩和)	41403	背高コンテナ (8フィート6インチ) 積載の平床式セミトレーラの通行を直ちに許可することは、困難であるが、今後、長期的視野からの物流効率化に資する観点から、費用と効果を十分勘案した上で、道路の高さに関する設計基準を見直すことも含めて平成 9 年度以降検討を行う。	同コンテナを積載した平床式トレーラの安全・円滑な通行を可能にするためには、トンネルなどの構造物の再構築が必要であり、この整備に要する費用と得られる効果を調査中。	

(フル積載の 40f コンテナ)	20402 84150	物流上重要な路線については、第 11 次道路整備 5 年計画(平成 9 年度末)を目途に道路整備を進め、IS0 規格 40ft コンテナをフル積載した状態でのセミトレーラの通行を可能とする。	平成 10 年 4 月より 重要港湾、物流拠点を結ぶ物流上重要な路線について、橋梁の補強等が完了した約 32,500km につき、40ft コンテナフル積載のセミトレーラの通行が許可等により原則可能となった。		
(フル積載の 20f コンテナ)	20402	40f コンテナのフル積載対応道路については、軸重等の制限を満たす場合には、最遠軸距 10m の車両による IS0 規格 20ft コンテナのフル積載を可能とする。	平成 10 年 4 月より 軸重等の制限を満たす場合は最遠軸距 10m 車両の通行を許可等により可能とした。		
(車両の条件)	20402	どのような条件を満たす車両であれば船舶コンテナをフル積載して通行できるのか、早期に明確化する。	現有の IS0 コンテナ輸送用セミトレーラセミでフル積載する場合には、軸重に係る限度額を超えることとなるが、必要な改造を行った現有車両等については、平成 10 年 4 月から当分の間、通行を認める経過措置を講じた。		
(道路整備)	20402	船舶コンテナのフル積載に対応した道路整備にあたっては、船舶コンテナ輸送のコースが大きい路線が整備されるよう配慮し、現在特殊車両の通行許可により船舶コンテナの輸送が活発に行われている路線等を参考とする。	新道路整備 5 年計画においても、海上コンテナの輸送コース等を踏まえて橋梁の補強等の道路整備を平成 14 年度末までに約 30,000km 実施することとしており、フル積載に対応した合計約 60,000km のネットワークが整備される見込み。		
(情報提供)	20402	重量制限が緩和されるネットワークについては、可能な限り早期に情報提供する。	平成 10 年 2 月、指定道路の公示を行うとともに、関係事業者等に情報提供した。		